

CONTENTS

4
6
G

平成16年9月号 N0.402

巻頭言

地域密着型の消防と広域応援型の消防

化学テロ対応連携訓練の実施
Report
平成16年度「消防防災科学技術研究推進制度」公募課題の審査結果····································
「平成15年度全国消防団員意見発表会・消防団地域活動表彰式」報告書の概要 15
コラム2004
緊急消防援助隊情報
平成16年7月新潟・福島及び福井豪雨における緊急消防援助隊活動状況 18
消防通信~北から南から
 和歌山県 新宮市消防本部「海・山・川が輝く 世界遺産のまち新宮市」
消防通信~望楼
岐阜市消防本部(岐阜県)/ 宇城広域消防本部(熊本県)

広報資料(10月分)

緊急消防援助隊の活動に関する住民の理解と地域ブロック合同訓練の推進	. 22
事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼びかけ	. 23
ガス機器による火災及びガス事故の防止	. 24
火山災害に対する備え	. 25
消防における国際協力の推進	. 26
地震発生時の出火防止	. 27
旅館・ホテル等における新しい表示制度	. 28
NEW CONCEPT 列島119	
文化財市民レスキュー体制200箇所の構築	. 29
INFORMATION	
第9回防災まちづくり大賞 大募集!	
7月の主な通知······	31
消防庁人事	
広報テーマ(9・10月分)	31



表紙 鳥取県防災消防ヘリ 「とっとり」

地域密着型の消防と広域応援型の消防



独立行政法人 消防研究所 理事長 室崎 益輝

この7月の新潟・福島および福井などで発生した集中豪雨災害は、様々な教訓を私たちに与えてくれた。そのなかでの最も大切な教訓は、「地域密着」と「広域応援」という2つの消防力の同時並行的強化が、これからの多様な危機に備えるうえで欠かせない、ということであろう。

今回の豪雨では、高齢者の被災が目立った。避難勧告などの情報が迅速に伝わらなかったこと、孤立した高齢者に対する救援が万全でなかったことが、死者発生の原因として問題にされている。この情報伝達あるいは即応救護において、身近な地域社会の果たす役割は、極めて大きい。今回の豪雨でも、消防団などの声かけと援助のもとに避難し、命を救われた人は少なくない。声かけという確実な伝達と駆けつけという支援の手だてが、命を救ったのである。コミュニティベースの防災という言葉があるが、情報の収集伝達においても、避難の誘導救護においても、地域をよく知っていないと、あるいは地域のつながりがなければ、それは功を奏しない。

といって、地域のつながりさえあれば十分かというとそうではない。つながりは必要条件であって、十分条件ではない。そのつながりを減災につなげるには、消防力や防災力を高める訓練や教育、さらには装備や態勢が必要なのである。この地域の対応力あるいは防災システムという視点からみると、高齢化社会に応じた防災教育が十分になされている状況ではなく、またハイテク時代に即した防災技術が普及している状況にもなく、そのレベルはまだまだ低い、といわざるをえない。消防団を始めとする地域消防力や草の根防災力の近代化や教養化をより積極的にはかっていく必要性を、ここでは強調したい。

ところで今回の豪雨では、緊急消防援助隊が本格的に始動し、取り残された被災者を多数救出して大活躍をした。広域災害や突発災害あるいは巨大災害における機動的な広域応援の有効性を、効果的な支援により実証したといえる。いうまでもなく、特殊な災害あるいは広域の災害では、人員的にも技術的にも被災地の消防力だけで対応することはできない。エリアネットワークの防災という言葉があるが、災害の拡大防止においても、被災の軽減救援においても、広域的な応援と専門的な支援が不可欠だからである。ただ、広域的な支援が功を奏するためには、応援側よりも受援側の意識と姿勢が、重要であることを強調しておきたい。災害ボランティアの受け入れ体制が次第に整備されている状況を思うと、緊急消防援助隊についても、ヘリポートの基地の確保などを含め、受け入れ側の体制やシステムの整備が、大きな課題となっている。

豪雨災害のみならず大震災や特殊災害に備えて、地域と広域の両面から消防力の質を問う取り組みが、今回の教訓を踏まえより強化されることを願ってやまない。

简简的意思



平成16年

9月号

No. 402

平成16年7月新潟・福島豪雨、福井豪雨災害 「消防団の新しい装備に関する検討会」 報告書の概要

東南海·南海地震に係る広域的な地震防災体制の あり方に関する研究報告書

消防庁



平成16年7月新潟・福島豪雨、福井豪雨災害

震災等応急室

平成16年7月の梅雨前線の活発化と停滞に伴う集中豪雨等により、新潟県、福島県及び福井県において、多数の人命が失われ、国民の財産等についても極めて甚大な被害が発生しました。

被害の概要等については、次のとおりとなっています。

1 「平成16年7月新潟・福島豪雨」による被害

(1)大雨の概況

7月12日夜から13日にかけて、日本海から東北南部に停滞する梅雨前線の活動が活発化し、新潟・福島の両県で豪雨となりました。特に13日朝から昼過ぎにかけて、新潟県の長岡地域、三条地域を中心に非常に激しい雨が降りました。13日の日降水量は、新潟県栃尾市で421ミリに達するなど、長岡地域、三条地域の一帯でこれまでの最大日降水量の記録を上回りました。

(2)被害の概要

新潟・福島の両県を中心に、多くの人的・物的被害が生じました。(表1参照)

主な人的被害は、

- ・新潟県三条市、中之島町などで、濁流に巻き込まれるなどして15名が死亡
- ・福島県昭和村で、水田の見回りに出かけたまま現在 も1名が行方不明 となっています。

また、主な住家被害は、

・新潟県で、三条市を中心に全壊や床上・床下浸水などが計13,484棟となっています。

(3)消防庁の対応

消防庁では、13日午前11時45分に災害対策室を設置、その後、被害の拡大に伴い、14日午前 0 時に災害対策本部を設置しました。その間、新潟県知事からの緊急消防援助隊の出動要請を受け、13日午後 8 時45分に近隣各都県に緊急消防援助隊の出動を要請するとともに、新潟県の現地へ、消防庁職員 2 名を派遣し、被害情報の収集・報告、現地との連絡調整を行いました。

この他、14日には、林 省吾消防庁長官が現場視察のため新潟県の現地に赴くとともに、佐藤剛男防災担当副大臣を団長とする政府現地調査団の一員として防災課長他1名を派遣しました。



集中豪雨による被害(新潟県・中之島町上空)

表1 新潟・福島豪雨の主な被害状況(平成16年8月12日現在)

(単位:人、棟)

									(+ 12 ·) (17)
県名		人 的	被害				住 家 被	害	
県 名	死 者	行方不明	重傷	軽 傷	全 壊	半 壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
福島県		1	1					9	89
新潟県	15		1	1	30	111	98	7,288	6,122
計	15	1	2	1	30	111	98	7,297	6,211



(4)新潟県への緊急消防援助隊の出動状況

新潟県の現地に出動した緊急消防援助隊は、過去最大の規模となっています。

【陸上部隊】..... 162隊、622名

(山形県、群馬県、長野県、埼玉県、 東京消防庁、神奈川県、富山県、 石川県、山梨県)

【航空部隊】......9隊(9機),71名

(山形県、栃木県、埼玉県、東京消防庁、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、川崎市)

2 「平成16年7月福井豪雨」による被害

(1) 大雨の概況

活発な梅雨前線が北陸地方をゆっくり南下したのに伴い、17日夜から18日にかけて、北陸地方と岐阜県で大雨となりました。特に、18日朝から昼前にかけて福井県で非常に激しい雨が降り、美山町では総降水量が285ミリに達し、7月の月間雨量平均値(236.7ミリ)を上回りました。

福井県の主な地点の総降水量(17日15時~18日24時) は、美山町美山 285ミリ、池田町板垣 217ミリ、福井 市福井 198ミリとなっています。



福井県:孤立住民の救助活動を行う緊急消防援助隊

(石川県消防防災航空隊提供)

(2)被害の概要

福井県嶺北地方(福井市、美山町等)を中心に、多くの人的・物的被害が生じました。(表2参照) 主な人的被害は、

- ・今立町で土砂崩れにより倒壊したブロック塀の下敷き となり1名死亡
- ・清水町、美山町で鉄砲水に流されるなどして2名死亡となっています。

また、主な住家被害は、

・福井市を中心に全壊や床上・床下浸水などが計 14,527棟

となっています。

(3)消防庁の対応

消防庁では、18日午前8時に災害対策室を設置、その後、被害の拡大に伴い、同日午前10時に災害対策本部を設置しました。また、福井県知事からの緊急消防援助隊の出動要請を受け、午前10時45分に近隣各府県に緊急消防援助隊の出動を要請するとともに、福井県の現地へ、消防庁職員3名を派遣し、被害情報の収集・報告、現地との連絡調整を行いました。

この他、20日には、佐藤剛男防災担当副大臣を団長とする政府現地調査団の一員として災害対策官を派遣しました。

(4)緊急消防援助隊の出動状況

【陸上部隊】...... 149隊、614名

(石川県、滋賀県、京都府、富山県、 長野県、愛知県、大阪府、兵庫県、 奈良県)

【航空部隊】......9隊(9機) 60名

(石川県、滋賀県、長野県、鳥取県、 島根県、京都市、大阪市、神戸市、 川崎市)

表2 福井豪雨の主な被害状況(平成16年8月12日現在)

(単位:人、棟)

人 的 被 害						住 家 被 旨	<u> </u>	
死者 行方不明 重傷 軽傷				全 壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
3	2	4	15	64	162	200	4,219	9,671



「消防団の新しい装備に関する検討会」 報告書の概要 消防課

消防団は、地域の安全・安心を確保するため、地域に おける消防防災体制の中核的存在として活動しており、 消防団が各災害現場において的確かつ安全に活動するた めには、消防ポンプ自動車、救急救助資機材、無線機器 などの装備は欠かすことのできないものです。

そこで、消防団員が活動しやすい環境づくりを実現し、 各地域における災害の実態や消防団の活動状況に適した 新しい消防団の装備についての検討を行うため、日本消 防検定協会等が中心となり、平成15年11月に「消防団の 新しい装備に関する検討会」(以下「検討会」という。) を開催してきました。検討会においては、これまで4回に わたり検討・審議が進められてきたところであり、このた び、検討・審議の間に実施した実態調査の結果や、検 討・議論の成果を踏まえた報告が行われました。以下、 報告書の概要について御紹介します。

検討会報告書の概要

消防団を取り巻く環境の変化

消防団の役割の変化

1 常備化の進展に伴う役割の変化

- ・市街地の消防団の火災での活動は常備消防と協 働もしくは後方支援
- ・準市街地、その他の地域の消防団は火災の際に 中心となって活動

2 地域特性に対応した役割

- ・風水害、震災等の広範囲に被害が及ぶ災害では 消防団が重要な役割
- ・地域の災害特性を反映した装備の整備の必要性

消防団員の構成の変化

1 被雇用者(サラリーマン)団員・女性団員の増加

・団員の熟練度、体力等の低下が懸念、操作性の 向上、軽量化等が必要

2 消防団員活動の安全確保

・大規模災害等における団員の活動の安全確保を するための装備を配備

第2 新しい装備の方向性

新しい装備の開発方策

1 新しい装備の開発

・消防団の活動実態に対応した新しい装備の開発

2 既存装備の改良

・現在使用している装備への新しい機能の付加

3 新しい装備の採用

・消防隊、民間企業等がすでに使用している装備 の消防団装備への採用

装備開発の方向性

1 開発時の考慮事項

- ・消防団からの要望の多かった操作性の向上の推進
- ・消防団の役割、団員の構成に対応し、消防団が 装備を選択できるメニューの提供
- ・消防団が地域で果たす役割に応じて採用できる オプションの提供
- ・全国的に共通した装備の導入による価格の低減

2 検討する装備

- ・消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車等 の消防車両
- ・消火用、救助用、救急用等、消防団の活動実態 に応じた各種資機材
- ・消防団の使用する無線機器と出場指令装置

第3 新しい装備の提言

第3-1 消防防災用車両・各種資機材

消防団の活動実態とその課題

1 消防団活動の実態

- ・火災時は常備消防と協力した活動が中心
- ・風水害・地震等では危険箇所の警戒、住民の救 助・救護を実施
- ・平常時には訓練、予防啓発活動を中心に活動

2 地域特性

・一つの市町村には様々な地域特性があるが、都市 又は近郊都市では震災、水災等、農村地域、山 間地域では林野火災等への対応が課題



3 活動実態からの課題

・消防団は消火活動以外にも大規模地震や水害などの地域全体に及ぶ災害の防除や、火災予防広報及び地域行事での警戒活動など、多くの役割を持っており、装備については、各消防団が対応する災害、平常時の活動と関連づけての検討が必要

消防団の装備実態とその課題

1 消防団の装備実態

- ・消防車両は、消防ポンプ自動車、小型動力ポン プ付積載車が中心、必要な車両は配置されている が、更新時期の遅れが課題
- ・消防車両に配備されている主な資機材は小型動力 ポンプ、照明装置等であり、発電機、救助用器 具の配備の希望が多い。
- ・消防団に配備されている資機材も小型動力ポンプ、照明装置が中心、希望が多いのは携帯用拡 声器、救助用器具、救急用器具

2 消防団が装備に求める機能

- ・団員が求めているのは消防車両の操作性の向上、 機動性の向上であり、団員が操作しやすい車両へ の要望が高い。
- ・消防車両の装備では、照明装置、水槽について の要望が多い。無給油真空ポンプ等は今後の普及 が課題
- ・資機材については、地域特性に対応した資機材と 取扱いの容易な資機材を要望している。
- ・目的別の装備のユニット化については有効性が評価されている。 林野火災用、水災用、震災用等への希望が多い。

3 装備の課題

- ・操作性の向上と維持管理のしやすさが望まれている。団員構成の変化に対応し、安全面に考慮した装備が必要
- ・大規模災害を考慮した地域特性に対応した装備 の導入が必要
- ・供給側は必要な装備を製品化し、選択しやすい形態で提供することが必要

今後の消防団にふさわしい消防ポンプ車両・各種資機材の提言

1 消防ポンプ自動車

・資機材の積載スペースを拡大した消防ポンプ自動

車の提案

・消防ポンプ自動車に求められる機能を実現させる ため、自動揚水装置、メカニカルシール、中継圧 制御バルブ、無給油真空ポンプ等のオプション機 能の充実

2 小型動力ポンプ付積載車

- ・全自動仕様ポンプの利用による、操作性・機動 性及び活動性の向上
- ・資機材ユニットを積載できる資機材搬送型小型動力ポンプ付積載車の提案

3 新しい資機材(資機材ユニット)整備の提案

・大規模災害用資機材ユニット、一般災害用資機 材ユニットの提案

まとめ

- ・供給側が推奨モデルを提案し、購入側が選択できるよう方向付け
- ・購入側はユニット単位、又は車両とのセットなど の一括購入による低価格化
- ・供給側は今後も新しい装備の開発と提案が必要

第3-2 無線機器関係

消防団における無線活用の実態と課題

1 無線配備の現況

- ・現在の無線設備で消火活動等は、最低限の活動 ができるが、震災・水災等では十分に活動できな いとの意見が多い。
- ・4割の消防団では、車載無線機を保有していない。

2 無線配備の要望

- ・消防団の保有する無線機は防災行政無線の周波 数が多い。
- ・配備を希望する無線機は消防団員相互の通信への要望が多いことから、消防団波の希望が最も多い。

3 無線活用の実態

- ・出動指令はサイレン吹鳴、電話連絡網、市町村 防災無線が中心で実施
- ・災害現場では、携帯無線機と並んで携帯電話が 使用されている。輻輳も予想されることから、団 員は携帯無線機を要望

4 情報通信機器の活用状況

・携帯無線機、携帯電話のほか特定省電力無線機 が活用されている。

特觀2



- ・無線設備については、使用実態を把握し、増強 もしくは新たな通信機器の活用が必要
- ・現場で一定階級以上の消防団員が相互に通信で きる無線機器が必要
- ・携帯電話については、メール等を活用した新たな 通信手段として使用

無線のデジタル化に伴う動向と対応

1 市町村防災無線と消防・救急無線のデジタル化 動向

・市町村防災無線システムと消防・救急無線シス テムはデジタル化への移行が進行中

2 消防団におけるデジタル化対応策

・消防団の使用する無線機器は、常備消防、市町 村と合わせデジタル化

消防団活動における無線の現実的な導入・運用体制

1 消防団に適した無線ネットワーク

- ・災害現場における活動を円滑に遂行するため、統 ーされた通信手段が必要
- ・消防団は携帯無線機、車載無線機への要望が多く、 携帯無線機については班長以上への配置を要望
- ・デジタル化を契機として地域の実情に即した無線 機器の移行が重要

2 無線の種別

・市町村消防波、消防団波、デジタル共通波が使 用されている。

3 平常時及び発災時における連携交信体制

- ・平常時は災害を想定した訓練が必要
- ・火災等では、消防団施設、消防団幹部を中心と したデジタル消防無線システムの構築が望まし
- ・大規模災害時には、市町村防災無線により、防災 関係機関相互の連絡が必要 消防団にあっては、地域内に出場した団員及び消 防団との通信手段の確保が必要

4 機器の普及展望

- ・出動指令では無線受令機、無線通信機、電話等、 現場では携帯無線機等を使用
- ・今後は、文字表示もしくは再生機能付きの無線受 令機、消防団用無線通信機の普及が望まれる。

携帯電話を活用した情報通信システムの提言

1 消防団活動における現状と課題

- ・団員は現場で携帯無線機ほか、携帯電話を使用、 通信手段が不足
- ・出動指令は携帯電話を利用することが望まれる。

2 携帯電話の活用目的と範囲

- ・平常時にメールによる連絡手段として活用、気象 情報も配信可能
- ・災害時の一斉配信により、迅速かつ容易に連絡 が可能
- ・災害現場でも連絡補助手段として活用、データ通 信も可能

3 携帯電話を活用した情報通信システムの提案

- ・メールによる出動指令と、団員からの返信機能
- ・現場からの災害情報発信、位置情報の活用等

4 システムの効果と課題

- ・消防団の迅速な消防・防災活動に効果
- ・大規模災害時の輻輳による影響、セキュリティの 確保が課題
- ・通話料金、配置基準、操作性の向上等が運用上 の課題

その他消防防災用情報装備の提言

1 運用に即した新技術の活用

- ・初動態勢に必要な情報通信として、消防本部・ 市町村は、団員への情報伝達手段に、携帯電話 の専用ラインによる一斉メール、携帯電話のメー ルとWebの併用等を検討
- ・災害現場の状況把握のためGISの活用
- ・現場活動のため、携帯電話を用いた無線LANに よるIP電話、携帯電話のGPSを活用した位置検 出等を検討

2 情報装備による消防団の活性化

- ・ i モードCUGサービスによる携帯電話使用料金の 公私区分の実施
- ・SDカードを利用した携帯端末の公私区分の実現

3 今後活用が見込まれる情報通信技術

・複数の周波数に対応できるソフトウェア無線

<注>

詳細については、消防庁ホームページの新着情報(http: //www.fdma.go.jp/html/new/index.html) に報告書 の全文が掲載されていますので、そちらを御覧ください。



東南海・南海地震に係る広域的な地震防災体制の あり方に関する研究報告書 防災課

1 広域応援体制の整備に向けて

東南海・南海地震の震源とされる南海トラフでは、過去、大地震が一定間隔で繰り返し発生しており、30年後にはそれぞれ50%、40%の確率で発生すると想定されています。

中央防災会議の被害想定によると、次に起こる東南海・南海地震では、被災地域は36都府県、死者最大1万7.800人、建物全壊棟数36万棟に及ぶとされています。

このような広域で甚大な災害に対しては、一つの都府 県で円滑な対応は困難であることから、全国レベルの広域 的な防災体制の確保が必要となります。

広域応援プラン等が実効性をもつためには、応援部隊の運用を検討するだけでは不十分であり、応援を受ける側として、被災地方公共団体の発災直後の的確な対応はもとより、実効性のある組織体制の確立及び事前の被害軽減の取り組みが重要となってきます。

2 調査研究の目的

消防庁では、「東南海・南海地震に係る広域的な地震

防災体制のあり方研究会(座長:室崎益輝・前神戸大学都市安全研究センター教授(現(独)消防研究所理事長])」を平成15年度に開催し、この度、検討結果を取りまとめ、都道府県他関係機関へ報告書を配布したところです。

この報告書では、市町村・都府県境を越え、東南海・南海地震の被害が想定される地域が一体となって取るべき防災体制を「広域防災体制」とし、このうち、広域的な受援体制の整備の観点と、津波対策の観点からみた地方公共団体の防災体制の現状と課題を踏まえて、広域防災体制のあり方について検討しています(資料)

また、津波被害は、数十年の間隔をおいて繰り返されるものであることから、短期的な予防・応急対策のみならず中長期的な取り組みについても検討しています。

3 広域的な地震防災体制のあり方

東南海・南海地震における広域応援については、被災地によっては応援がすぐに来ないことが考えられ、各被災地域における自立的な防災体制の確立が求められています。

そのためには、被災地の地方公共団体は、東南海・南海地震が発生した時にどのような状況になるか、起こりう

資料 検討項目

- 「広域的な地震防災体制のあり方」の検討 実効性のある危機管理体制の確保 自力対応体制の整備 孤立地域対策 応援物資の確保・供給における受援体制の整備
- 2. 「津波対策のあり方」の検討 津波避難計画の策定

津波からの避難の勧告・指示の実施体制及び伝達体制の整備

津波知識の普及・啓発、避難訓練の推進

その他津波対策

3. 地方公共団体が取り組むべき施策・業務 上記1、2における課題ごとの短期・中期・長期的に取り組むべき施策のまとめ

る事態をしっかり理解したうえで、実効性のある危機管理 体制の確保が必要となります。

例えば、発災直後、災害対策本部を早急に設置し、的 確な初動対応を行う必要がありますが、災害状況によっ ては職員が参集できず、限られた人数と情報しかない状況 下で、多岐にわたって迅速に意思決定をしていかなければ なりません。的確な初動対応を可能とするためには、防災 主管課が組織内の関係部局を横断的に調整しながら迅速 な対応を行えるかどうかにかかってきます。

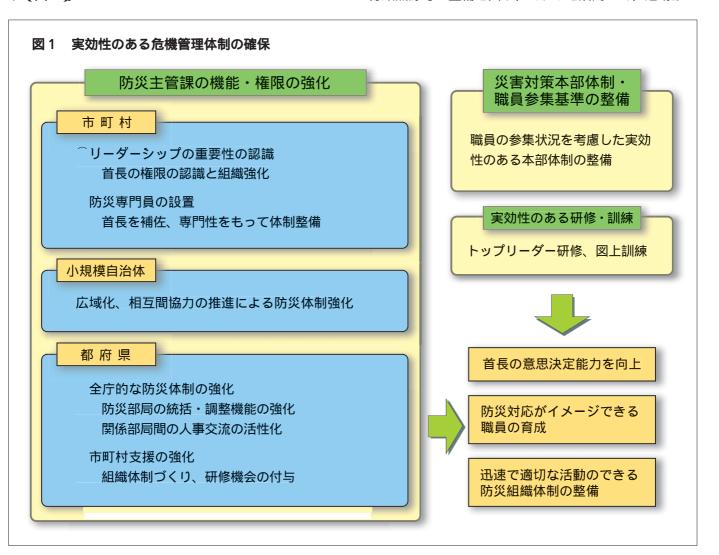
こうした体制を整備するには、首長や職員が被災時の 状況をイメージし、どのような備えが必要なのか、そのた めに何をすべきかを認識し、それを組織体制に反映させて いかなければなりません。特に首長には、そのリーダー シップを発揮していただき、首長を補佐する防災専門員 の設置や防災主管課の強化を図っていくことが求められま す(図1)。

また、東南海・南海地震の特性として津波災害や土砂 災害等による「孤立地域」の発生が懸念されます。孤立 地域は概して被害が大きいことが予想される一方、早期 の応援も期待できないことから、可能な限り地域による自 立的な避難・救助体制が求められます。その対策として、 孤立想定地域のデータベース化や防災行政無線のデジタ ル化等による早期把握体制の整備が必要です。

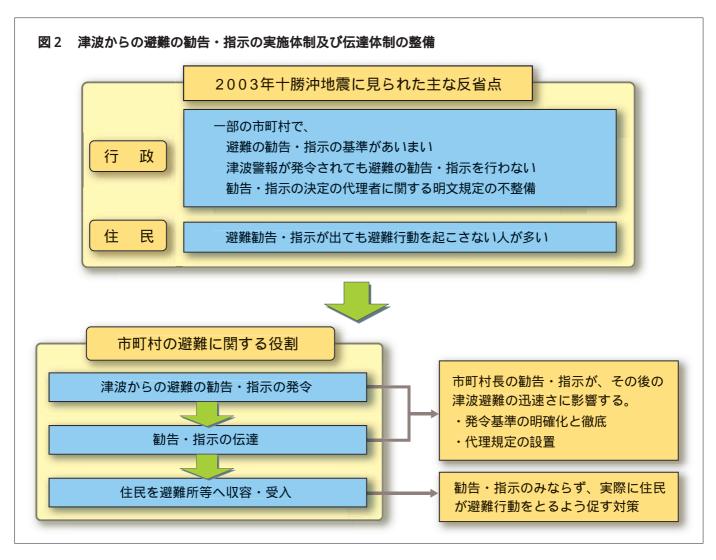
4 津波対策のあり方

平成15年に起きた宮城県沖地震や十勝沖地震の反省か ら、市町村は避難警報等の的確な伝達が必要であり、そ の発令基準・伝達体制の整備、また、首長が不在だった 場合の発令権限の委任制度など実効性のある体制の構築 が求められます。

そのため、市町村における津波避難計画の作成や防災 行政無線等の整備を図り、それらを活用して、適切かつ







迅速な津波避難体制を訓練等を通じて整備していかなく てはなりません。

一方、住民の避難意識の変革も必要です。平成15年宮城県沖地震では、テレビによる避難勧告等の報道を待ってから避難行動に移る、あるいは、避難勧告等が発令されても避難しない、といった行動が多くみられました。

津波対策は「避難すること」が基本であり、そのため、地方公共団体はしっかりと津波情報や避難勧告等を住民まで伝えることと、そのための体制整備が必要であり、また、住民も受け取った情報を自分自身の問題として捉え、実際に行動に移すことが求められます。普段の訓練においても、津波浸水予測図などで危険箇所を意識したり、家屋の倒壊により避難路が塞がったりした時の対処も含めた訓練が必要です(図2)。

また、東南海・南海地震の発生は東海地震に比べるとしばらく時間があると想定されていることから、学校や家

庭において津波防災知識を普及していくことが、将来にわたった実効性のある津波防災対策につながっていくと考えています。

5 地方公共団体が取り組むべき施策・業務

地方公共団体における地震対策には、堤防等の整備など計画から完成まで数年かかるものから、組織の初動体制整備や職員への研修など直ちに取り組むことができる施策、あるいは、地域の災害記録の伝承など長く取り組んでいく施策もあります。

本報告書では、こうした地方公共団体が行うべき施 策・業務を、短期・中期・長期の区分で整理し、また、目標 年度と達成すべき水準を例示しています。

地方公共団体は、これらの例を参考に、実施すべき施 策・事業を整理し、東南海・南海地震防災対策を計画的・ 効果的に行っていくことが求められます。



危機管理セミナー 第2回トップマネジメントコースの開催

消防大学校

消防大学校では、7月30日(金)にスクワール麹町において「危機管理セミナー・第2回トップマネジメントコース」を開催し、副知事、市町村長、助役、防災監等68名が参加されました。

セミナーは、2部構成となっており、第1部として自然 災害に対する危機管理について、東京経済大学コミュニ ケーション学部の吉井博明教授から地震災害、豪雨災害、 火山災害の教訓や対応の難しさ、事例等について講義をい ただきました。

引き続き、財団法人消防科学総合センターの日野宗門 研究開発部長を講師に、状況予測型図上訓練が行われ、 訓練参加者は、時系列的に災害発生以降における状況等 の予測、意思決定、行動を想起することで、各人の状況 対応能力を向上させる訓練を実施しました。

訓練の評価・検証では訓練参加者から課題を中心に発表していただき、コメンテーターも交えて活発な議論が行われ、また、衣笠克則鳥取県防災監より鳥取県の国民保護への取り組みについて紹介がありました。

第2部は、テロ災害等に対する危機管理として、青山 繁晴独立総合研究所代表取締役より日本の危機と安全保 障、国民保護法制等についての講演をいただきました。

このように著名な専門家による講義・講演と状況予測

型図上訓練を取り入れた実践的な訓練となり、参加者からは非常に高い評価をいただきました。

今後の危機管理セミナーは、都道府県知事、副知事、市町村長、助役、防災監等を対象とした「危機管理セミナー・第3回トップマネジメントコース」を10月18日(月)に実施する予定で、都道府県、市町村の防災担当課長、課長補佐、消防本部の課長・課長補佐、消防学校長等を対象とした「第6回防災実務管理者コース」を1月17日から5日間の予定でそれぞれ開催されます。

プログラム

第1部

講義 「自然災害に対する危機管理」

講師:吉井 博明 東京経済大学教授

状況予測型図上訓練:評価・検証

講師:日野 宗門 財団法人消防科学総合センター

研究開発部長

コメンテーター:北村 春江 前芦屋市長

衣笠 克則 鳥取県防災監 下河内 司 防災課長

第2部

講演 「テロ災害等に対する危機管理」

講師:青山 繁晴 戦略アナリスト/独立総合研究所

代表取締役



第1部 講義中の吉井博明氏



<mark>危機管理セミナー・</mark>第2回トップマネジメント <mark>コースでの状況予測型図上訓練</mark>(左) 講座の様子(下)



第2部 青山繁晴氏による講演



化学テロ対応連携訓練の実施

救急救助課

去る7月27日、消防と警察が「国」と「現場」の双方で連携して行う初めての化学テロ対応連携訓練を実施した。東京消防庁及び警視庁両者のNBCテロ対応専門部隊が一緒になっての迅速・的確な除染・救助活動が行われ、麻生総務大臣、小野国家公安委員会委員長らが視察した。

テロ災害が発生した場合、関係機関の連携は大変重要であり、訓練でも総務省消防庁と警察庁とが、互いの対策本部にリエゾンを派遣し合い、また双方で撮影した映像を互いに配信し合う等画期的な試みも実施したところである。

今回の訓練は、これまでの消防・警察の連携の成果を踏まえ、東京都の協力を得て、行ったところだが、訓練で得られた成果については、今後地方公共団体等関係機関に積極的に提供していく予定である。

これを皮切りに、関係機関の連携の下に、全国各地でテロ災害を含め様々な訓練が実施され、国民の負託に応えていくことが期待される。

1 実動訓練

神経剤が、地下鉄コンコースに撒かれた想定で、駅職員による119番、110番通報、避難誘導がなされた後、消防、警察のNBC部隊により検知、救助、現場除染を、また場所を移し新宿中央公園にて要救助者除染、トリアージ、救急



消防庁危機管理センターにおける図上訓練風景(スクリーンには現地の映像)



地下鉄構内からの消防・警察機関による救出活動

搬送に至る想定で実施。

(1)日時・場所

平成16年7月27日(火)11時00分~12時00分頃までの間 都営大江戸線・都庁前駅「地下広場」及び新宿中央公 園「水の広場」

(2)参加機関

総務省消防庁、警察庁、東京都、東京消防庁、警視庁 約100名参加

(3)視察者

麻生総務大臣、小野国家公安委員会委員長、小西総務 大臣政務官等

2 図上訓練

上記実動訓練と並行して、東京都以外の2カ所(成田、西宮)を発災場所と想定し、緊急消防援助隊の出動指示訓練、警察庁との連絡訓練等を内容とする図上訓練を実施。

(1)日時・場所

平成16年7月27日(火)10時45分~12時00分頃までの間 総務省消防庁危機管理センター等

(2)参加機関

総務省消防庁、警察庁、成田市消防本部、西宮市消防 局、関係県警察 約100名参加



医療チームと救急隊による現場救護所における重傷者の応急処置



現場指揮本部を視察する大臣ら



Togor Togor

平成16年度「消防防災科学技術研究推進 制度」公募課題の審査結果

予防課

制度の概要

「消防防災科学技術研究推進制度(競争的研究資金 制度)」は、消防防災科学技術の振興を図り、安 心・安全に暮らせる社会の実現に資する研究を、提 案公募の形式により、産学官において研究活動に携 わる者等から幅広く募り、優秀な提案に対して研究 委託し、より革新的かつ実用的な技術へ育成するた めに、平成15年度に設けられた制度で、平成16年度 予算においては2億7千万円の事業費を計上してい ます。

なお、提供する研究資金の規模としては、A区分 (直接経費で年間100万円から400万円まで)とB区分 (直接経費で年間400万円を超え2,000万円まで)の2 区分あります。

審査の方法

平成16年度においては大学、民間企業等に所属す る研究者から、合計64課題の応募がありました。応 募課題の審査に当たっては、総務省消防庁内に外部 の学識経験者等からなる「消防防災科学技術研究推 進評価会』(第1回を5月7日、第2回を7月2日に 開催)を設け、申請書類等の内容について審査を行い ました。

審查結果

上記評価会において、制度の目的に照らして優秀 と認められる採択課題を選定した結果、本年度の研 究助成対象課題は、以下の12件が採択されました。 そのうち共同研究機関として消防機関が含まれている ものは、4件あります。

A区分(直接経費で、年間100万円以上400万円を上限とする額)

研究課題名	提案機関	研究代表者名						
大型タンクの地震時スロッシングの予測と制御	香川大学工学部安全システム建設工学科	野田 茂						
避難安全の高度化を目的とした避難者タイプの設定とそ の適用に関する研究	東京大学工学系研究科	海老原 学						
土砂災害危険時の住民と消防本部との双方向情報支援 システム	秋田工業高等専門学校 (本荘地区消防事務組合消防本部)	水田 敏彦						
地下浸水時の避難・救助システムに関する研究	京都大学防災研究所水災害研究部門	戸田 圭一						
廃棄物系バイオマスによる可燃性ガス発生危険度評価手 法の構築	大分工業高等専門学校 (東京消防庁、川崎市消防局、福岡市消防局)	小西 忠司						

B区分(直接経費で、年間400万円を超え2,000万円を上限とする額)

研究課題名	提案機関	研究代	表者名
次世代防火服の開発	財団法人 日本防炎協会	小川	孝裕
参加型救命設計システムの構築と実践	香川大学工学部	白木	渡
救急業務高度化データネットワークの開発	東海大学医学部 (伊勢原市消防本部、秦野市消防本部、愛川町消防本部)	山本	五十年
ヘリコプター救急体制構築による交通事故死者数削減効 果に関する研究	特定非営利活動法人救急へリ病院ネットワーク	益子	邦洋
大容量泡放射システムにおける吸水設備の研究	㈱モリタ	村井	直行
防災のための高信頼性ガスセンサの開発	九州大学工学研究院応用化学部門	石原	達己
分子認識による超高感度火災検知センサの開発	九州大学大学院システム情報科学研究院 (北九州市消防局)	都甲	潔

カッコ内については、共同研究機関として消防機関が含まれているものについてのみ記載。



「平成15年度全国消防団員意見発表会・ 消防団地域活動表彰式」報告書の概要

消防課

全国の多くの消防団では、近年の社会環境の変化等を受けて、消防団員数の減少や消防団員のサラリーマン化・高年齢化など、様々な課題に直面しています。全国各地の消防団においては、これらの課題に対処するため、地域社会や事業所からの理解・協力が得られるよう働きかけるとともに、若手・中堅の消防団員や女性の消防団員からの様々な意見を取り入れることにより、消防団活動の充実に努めてきています。

このようななか、消防庁では、平成13年度から、地域に密着した消防団活動を常日頃展開し、魅力ある地域づくりを推進している消防団に対して表彰を行っています。また、平成14年度からは、消防団への表彰だけでなく、消防団員である社員の消防団活動への出動を支援するなど、消防団活動に特に深い理解があり協力度の高い事業所に対しても、表彰を行うとともに、全国の消防団員の活動意欲を喚起するような若手・中堅の消防団員や女性の消防団員による意見発表会を行っております。

平成15年度においても、平成16年2月6日(金)に「全国消防団員意見発表会・消防団地域活動表彰式」を開催したところであり、その際の意見発表・活動事例報告の概要を冊子にまとめ、全国に配付しました。本冊子が、全国の消防団・関係事業所の参考となり、消防団活動の活性化はもとより、魅力ある地域づくりのために役立つとともに、本事業を契機として、各地方公共団体等において、各般の施策が積極的に展開されることを期待しております。

「平成15年度全国消防団員意見発表会・消防団地域活動表彰式」の開催内容(発表会結果、地域活動表彰団体名など)については、「消防の動き・平成16年3月号」にて紹介しております。

<報告書の概要>

1 平成15年度全国消防団員意見発表会 12人の消防団員の発表内容を掲載

【意見要旨】

最優秀賞

長崎県 島原市消防団 佐藤 幸三さん

「自然災害における消防団活動と私」

平成3年6月3日、雲仙普賢岳で発生した火砕流への出動において、団員12人の殉職等を目の当たりにし、遺志を継ぐべく信頼される消防団づくりに励むことを決意する。

優秀賞

石川県 能都町消防団 山田 久就さん

「信頼の架け橋」

ポンプ車操法地区大会に向けた訓練を通して、 消防団と地域との密接な関わり合いを身をもっ て感じ、地域住民の期待に応えるための魅力あ る消防団づくりを目指す。

優秀賞

広島県 呉市消防団 小林 ミス子さん

「消防の顔」

初めて火災現場に出動した際、先輩団員の緊 張感と使命感に燃えた凛々しい「消防の顔」を 忘れることができず、あの顔に近づけるようこれ からもがんばっていく。



優良賞

岩手県 東山町消防団 佐々木 宏さん 「つなごう 愛・勇気・ちから」

宮城県 河南町消防団 菅原 克浩さん 「山が動いた」

茨城県 日立市消防団 土岐 美麿さん 「操法訓練を通して得たもの」

富山県 朝日町消防団 加藤 幸雄さん 「2代目の決意」

山梨県 身延町消防団 遠藤 仁さん 「地域に根ざす消防団」

三重県 松阪市消防団 田中 宏幸さん 「ボランティアに目覚める」

兵庫県 川西市消防団 薮 まゆみさん 「転んでも消防団員!!」

鳥取県 溝口町消防団 松尾 陽一さん 「消防団活動を通じて得たこと」

佐賀県 佐賀市消防団 中野 孝彦さん 「私を変えたあの日の火災」

2 平成15年度消防団活動・支援事例報告会

【報告要旨】

栃木県 黒磯市消防団

「大規模火災時における消防団活動」

平成15年9月に発生したブリヂストン栃木工 場バンバリー棟火災において、延べ約3,880人の 消防団員が消火活動等に従事し、その際の活動 状況を詳細に報告

神奈川県 横須賀市消防団

「平常時の消防団活動の一層の充実と団員確保」 消防団PRと防火意識の啓発普及活動をする ため、消防団音楽隊が定期演奏会の実施や市内 の各種行事への出場を行っており、それらの活動 状況を詳細に報告

福岡県 医療法人医和基会

「ボランティアとしての消防団活動に理解を示す 事業所」

事業所独自の消防団規則により、地域の有事 の際や訓練行事参加について勤務中も消防団員 が活動しやすいように、職務の免除や特別休暇 等を規定するなどの支援事例を報告

3 平成15年度消防団地域活動表彰

23消防団・消防分団と12事業所の表彰事例を紹介

【主な地域活動事例】

埼玉県 庄和町消防団

町内の小学校から男女各1名を「1日消防団 長」に任命し、消防団員と一緒に火災予防啓発 品の配付等の広報活動を実施

東京都 池袋消防団

防火防災フェアや災害時要援護者を対象とし た教育で地域住民の防災行動力の向上や応急救 護技術の向上に貢献するだけでなく、各町会か らの要請に基づき、随時、初期消火等の防災指 導や応急手当訓練の指導を実施

高知県 伊野町消防団枝川分団

昭和20年代より、毎年初午の日に、区内の幼 稚・保育園児及び児童(小学4年生)を集め、 消防署の後援を得て防火指導を実施

群馬県 沖電気工業株式会社 金融ソリューションカンパニー

積極的に消防団への入団を働きかけ、災害時 の消防団活動を支援し、消防団の行事に団員社 員が参加できるよう勤務割り等を行うだけでな く、平成12年からは事業所所有の電子掲示板に 「消防団員募集中」の掲示を行い、団員確保に 協力

新潟県 電気化学工業株式会社青海工場

昭和22年の青海町消防団設立当初から、消防 団員である勤務者を多数雇用している事業所で あり、就業規則において消防団活動は公用休暇 と位置付けし、災害時においても速やかな出動 が可能

コラム

C O L U M N

2004

原子力災害と防災資機材

特殊災害室

原子力災害においては、一般の災害と比較し、 主に以下のような特徴があります。

放射性物質又は放射線の存在は、放射線測 定器を用いることにより、検知できるが、その 存在を、五感で感じることができず、被ばくの 程度を自ら判断できないこと。

一般的な災害と異なり、的確な消防活動を 行うためには、放射線等に関する知識を必要 とするとともに、汚染防護服、放射線測定器 など特殊な装備が必要となること。

事業者がその予防対策、応急対策について、 大きな責務を有すること。

原子力に関する専門的知識を有する機関の 役割や指示、助言等が重要であること。

このような特徴を踏まえ、消防機関においては、 原子力災害が発生した場合に、隊員の安全確保を 図りつつ、迅速かつ円滑な消防活動が行えるよう 教育・訓練の充実や資機材の整備等を行っていま すが、消防庁においても、平成15年度に災害現場 で活用できるよう必要とされる知識、活動要領、 留意点等をコンパクトに取りまとめた「原子力施設 等における消防活動対策ハンドブック」及び原子 力災害時等における消防活動のケーススタディーを 内容とする「原子力施設等における消防活動訓練 マニュアル」の作成を行うなど、原子力災害に対 する消防活動体制の整備推進を図っています。

以下に、消防機関において整備している資機材 (例)とその目的を紹介します。

資機材(例) 目 的 資機材(例) Ħ 的 放射性物質によ 活動環境におけ る汚染を防止す る放射線を測定 る。(汚染防護) する。(放射線 測定) サーベイメータ(放射線測定器) 放射能防護消火服 簡易型防護服 放射性物質の吸 被ばくした放射 入を防止する。 線量(積算線量) (内部被ばく防 を測定し、一定 護) の設定値に達し た場合は、警報 空気呼吸器 を鳴らす。(積算 線量測定) 防塵マスク (全面タイプ)

系急消防援助战

平成16年7月新潟・福島及び福井豪雨に おける緊急消防援助隊活動状況

7月13日からの新潟・福島豪雨災害では、法制化以来 初めて緊急消防援助隊が出動しました。

この災害で新潟県に宮城県、山形県、栃木県、群馬県、 埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、 長野県、岐阜県の1都11県から緊急消防援助隊が出動し、 延べ171隊、693名(うち航空隊9隊、71名)が3日間の 活動に従事しました。

出動部隊数は別表のとおりで、活動内容は住宅等に孤 立した住民を救命ボート及びヘリコプターにより、三条市 で1.652名、見附市106名、中之島町97名の総数1.855名 (うちヘリコプターによる救出92名)を救助しました。

また、埼玉県隊では救急隊10隊を出動させ33名の救急 患者を搬送しました。

続く18日の福井豪雨災害には神奈川県、富山県、石川 県、長野県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫 県、奈良県、鳥取県、島根県の2府10県から159隊、679 名(うち航空隊9隊、65名)が2日間にわたり活動を行 いました。

出動部隊数は別表のとおりで、活動内容は新潟豪雨同 様に住宅等に孤立した住民を救命ボート及びヘリコプター により、福井市266名、鯖江市45名及び美山町77名の総 数388名(うちヘリコプターによる救出187名)を救助し ました。

また、救急隊は19隊出動し20名の救急患者を搬送しま した。

緊急消防援助隊は、昨年6月に消防組織法を改正、本 年4月1日から法律上の位置付けを明確化し新たに発足 したところで、現在、全国812消防本部から2.821の隊が登 録、今回の豪雨災害では派遣規模、救出人員とも過去最 大となり、消防庁としては緊急消防援助隊の設立目的、 任務を十分に果たしたものと認識しております。

今回の出動は水害対応という過去に例をみない出動事 例であり、特に新潟豪雨は出動の要請時刻が夜間であっ たこと、また福井豪雨は休日であったことにより各都道府 県、各消防本部ともに早急な部隊編成等に苦心したこと と思います。

しかし、出動した隊は被災地に迅速に赴き、遠方から の到着、不慣れな地域での活動にもかかわらず、各都道 府県隊一丸となって救出活動にあたったことは被災地の 住民に大きな安心感を与えるとともに、被災地消防本部 にも心強い応援となったものと思います。

別表(出動部隊数)

出動隊名	新潟・福島豪雨	福井豪雨	
指揮隊	17隊	16隊	
救助隊	76隊(救命ボート66隻)	69隊(救命ボート80隻)	
消火隊	4 隊	19隊	
救急隊	10隊	19隊	
後方支援隊 55隊		27隊	
航空隊	9隊(ヘリコプター9機)	9隊(ヘリコプター9機)	
合計	171隊(ヘリ9機)	159隊(ヘリ9機)	



全国各地から集結した緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は、大規模災害やNBC災害など被災地 の消防力のみでは迅速・的確な対応が困難な場合に、国 の責任により、全国的観点から応援部隊を派遣すること を可能とした制度でありますが、今回の出動を教訓に大

規模部隊の運用について種々の課題も指摘されました。

消防庁としても、今後大規模災害に備え各部隊の指 揮・連携体制の構築にさらなる検討が必要と判断し、発 災直後の8月5日に今回の災害に出動した各隊指揮者を 対象に「新潟及び福井豪雨災害にかかる緊急消防援助隊 隊長会議」を消防庁危機管理センターにおいて開催しま した。(この「新潟及び福井豪雨災害にかかる緊急消防援 助隊隊長会議」の開催結果については次号でご紹介いた



新潟豪雨で救出活動に当たる東京都緊急消防援助隊

します。)

今後、緊急消防援助隊の活動をより効果的なものとす るためには、緊急消防援助隊の技術及び活動能力の向上 や都道府県内応援隊と緊急消防援助隊との連携をはじめ、 警察や自衛隊・海上保安庁等関係機関との連携などが不 可欠なことから、全国図上訓練や複数の都道府県を単位 としたブロック別合同訓練等を通じて教育訓練の充実を 図り、より的確かつ迅速な出動及び活動が行えるような 体制の確立に向けて消防庁としても努力してまいります。

各都道府県、各消防本部では今回の出動を教訓に、緊 急消防援助隊の制度に習熟し、迅速・的確な出動及び活 動が行える体制の確立を図るようお願いいたします。



福井豪雨で救出活動に当たる京都府緊急消防援助隊



新潟県中之島町上空

消防通信 WAKAYAMA

和歌山県 新宮市消防本部



和歌山県 新宮市消防本部 消防長 鎌塚 滑夫

海・山・川が輝く 世界遺産のまち新宮市

本年7月、「紀伊山地の霊場と参詣道」が、ユネスコの 世界遺産に登録されました。私たちのまち新宮市では、熊 野三山のひとつ「熊野速玉大社」、海の見える熊野古道 「高野坂」、神と仏の山「権現山(神倉山)」川の熊野古 道「熊野川」などが登録の対象になっています。



世界遺産 熊野速玉大社

新宮市は、四季さまざまな表情をもった熊野の雄大な 山々や海、川にいだかれ、その中で育まれた熊野文化を背 景に、古くから熊野信仰の中心都市として発展してきま した。

熊野は、神や仏のいるありがたい理想の世界と考えられ、



桑の木の滝(日本の滝百選)

中世には熊野本宮大社・ 熊野速玉大社・熊野那智 大社を中心とした熊野三山 の信仰が高まり、皇室や貴 族をはじめ、武士や庶民に も広まり、多くの人々が熊 野三山をめざして列をなす 様は、「蟻の熊野詣」とま でいわれました。今、ここ ろの癒しを求める人々に よって「熊野詣」が蘇って います。

迫り来る東南海・南海地震への取り組み

新宮市は、紀伊半島の先端の多雨地域、地震多発地域 など、災害の発生しやすい自然条件下にあり、過去から地 震や風水害の被害を、度々受けてきました。なかでも、昭 和21年の南海地震では死者58人、家屋の全半壊約2,000戸 のほか、直後に発生した火災により2,398戸を焼失するな ど中心市街地に地震災害の大きな爪痕を残しました。

この教訓を踏まえ、消防と市民が一体となった災害に 強いまちづくりを積極的に続けて来ましたが、東南海・南 海地震の地域指定を受けて、新たに本年4月からは消防 団員による自主的な検討会を立ち上げました。

これは、大規模な地震が発生した際、消防団と地域住 民が連携して、各々の地域の特性に応じた震災活動を行 うためには、消防団員の活動体制は如何にあるべきかなど について検討を重ね、年内には消防団員のための震災活 動マニュアル(仮称)としてまとめることになっています。



土建協同組合と消防団の連携訓練

本市のように常備の消防力が限られた消防本部として、 消防団のこうした取り組みが、住民の安全・安心への大 きな力となっています。

また、消防本部の係長級職員を市長部局の防災対策所 管課へ派遣し、消防本部と市長部局との防災行政の連携 を密にし、市の防災行政の充実も進めています。

大阪府

JICA研修生に救急救助技術研修

大阪市消防局

大阪市消防局は、JICA(独立行政法人国際協力機構)から研修委託されている総務省消防庁の要請を受け、ボリビア、エクアドル、トルコ等の10カ国10名の研修生を受け入れ、8月2日~10月8日まで、大阪市消防学校などで救急救助に関する技術研修を実施しています。

救急救助技術研修は、参加国の救急救助技術の向上に 寄与することを目的として実施しており、研修生たちは、 救助基礎訓練、応急救護処置、航空救助、水難救助等 に必要な知識や技術を多岐にわたって修得します。



研修に向け決意表明を行うトルコのディルダン氏

酸素欠乏事故を想定した救出訓練を実施

砺波広域圏消防本部

砺波広域圏消防本部井波庄川消防署は8月2日、関西電力㈱小牧発電所構内において、同社社員18名を対象に酸素欠乏事故を想定した救出訓練指導会を実施しました。

指導会では、関係機関の連携及び企業の災害対応の向上を目的として、基礎的な知識から応用的な救出方法の指導を行いました。当日は、「発電所構内のマンホールで作業中に火災が発生し、作業員1人が取り残された」との想定で、各種ガス濃度測定方法や空気呼吸器の使用並びに人命救出方法の指導を行いました。



救出訓練を行う関西電力の社員









ガス災害対応研修会を開催

岐阜市消防本部

岐阜市消防本部は6月22日と23日の両日、消防職員を対象としたガス災害対応研修会を開催しました。東邦ガス㈱岐阜支店の協力を得て、同社導管保全課の岡田貞則課長及び中川正義課長に講師をお願いしました。

研修会では、ガス災害発生時における消防の対応策、 消防とガス会社との連携、また、火災時における二次災 害防止等の研修を行いました。研修会には各務原市消防 本部、羽島市消防本部など、近隣の5消防本部から両日 で160名が受講し、知識を深めることができました。



ガス災害対応研修会の様子

消防クラブ員の消防士体験学習を実施

宇城広域消防本部

宇城広域消防本部は7月28日と29日の2日間、「消防 士体験学習」を開催しました。これは、消防署に宿泊し ながら1泊2日の日程で、消防士の仕事を体験するもの で、管内の15少年消防クラブから27名が参加しました。

体験学習では、入署後直ちに制服に着替え、規律訓練、ロープ渡りなどの救助・放水訓練や救急法、大型ショッピングセンターでは消防用設備の見学などを行いました。クラブ員たちは2日間みっちり組まれたスケジュールを一生懸命「小さな消防士」として頑張りました。



消防用設備を見学する少年消防クラブ員

消防通信/望楼では消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

広報資料10月分



緊急消防援助隊の活動に関する住民の理解と 地域ブロック合同訓練の推進

震災等応急室

1 緊急消防援助隊の活動

東海地震等の大規模地震災害や毒性物質の発散等の特 殊災害(以下「大規模災害等」という。)が発生し、大 規模な被害が発生し、地元の消防本部や都道府県内の消 防力を超えている場合、消防庁長官の求めや指示により 全国的な視野で消防の応援を行うのが緊急消防援助隊で す。これは、通常、全国各地の市町村等の消防本部で活 動している隊員が、甚大な被害が発生した被災地に救 助・救急・消火活動のため出動するものであり、決して、 特定の予備部隊が大規模災害等に備えて特別な部隊とし て存在しているのではなく、実際に発生した災害の規模や 種類に応じてその都度編成される部隊なのです。そのため、 実際に緊急消防援助隊として派遣される消防隊員にとっ ても、日頃はそれほど意識されていないのが実態です。当 然ながら、地域住民においても緊急消防援助隊についての 知識は殆どなく、あまり理解されていないのが実情だとい えます。

2 緊急消防援助隊の活動に関する住民の理解

緊急消防援助隊は被災都道府県内の消防力で対応できない大規模災害等が発生した場合に全国の都道府県緊急消防援助隊が応援出動する全国規模の消防の相互応援制度といえ、このような緊急消防援助隊を円滑に運営するためには地元地域の住民の理解が必要となります。消防部隊は通常、各市町村等に所属しており、地域住民の安全を守るために存在しています。市町村消防である以上、相

互応援の範囲を超えて他の都道府県にまで出動して消防活動を行うことは、地元市町村の施設、人員、費用をその市町村以外の市町村のために使用されることになるため、地域住民による一定の理解が不可欠になります。

3 住民の理解と地域ブロック合同訓練の推進

地域ブロック合同訓練は、普段から地元消防本部で訓練している内容を都道府県隊として集結して部隊を展開し、指揮支援部隊長の指揮のもと、効果的な活動をすることができるようにすることが第一の目的ですが、地域住民の皆さんに緊急消防援助隊について理解を深めてもらうことが、もう一つの大きな目的なのです。緊急消防援助隊の隊員が訓練する姿を地域ブロックごとに地域住民の方々に観ていただき、安心と理解を与えることが非常に大切なことだといえます。座屈ビルからの救助訓練や、NBC災害からの救出訓練など、都道府県域を越えて連携し、より多くの被災者を助けることができるよう訓練し、また、ヘリコプターや救助工作車などが周辺都道府県から駆けつけてくる姿を観てもらい、地域住民の方々に、より大きな安心を与えることができるのではないでしょうか。

本年も10月中に全国 5 カ所において緊急消防援助隊地域プロック合同訓練が開催されます。(開催日程については先月号に掲載)各開催都道府県、消防本部においては緊急消防援助隊に対する住民の皆さんに理解を広げることも訓練目的であることを理解していただき、積極的な広報等も併せてお願いします。







事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼びかけ

消防課

就業構造の変化等に伴い、消防団員におけるサラリー マン団員の比率は年々増加しており、平成15年4月1日 現在、約7割となっています。

サラリーマンが消防団に入団するためには、事業所の理 解が不可欠であるとともに、消防団活動に参加する際には、 事業所の理解と配慮が必要であるため、事業所と消防団 の連携を強めることが重要です。

しかしながら、必ずしも連携が十分とはいえない状況が みられることから、行政から事業所への積極的な呼びかけ が求められています。

ついては、各市町村等が事業所に対する呼びかけをする 際の参考として、次のとおり取りまとめてみましたのでご 紹介します。

地域の安全と安心を守る消防団

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という精神に基 づき、他に本業を持ちながら、自分たちの手で地域や家族 を守るために団結して地域防災に活躍している人たちで構 成される、市町村の消防機関の一つです。殆どの市町村 に設置され、平成15年4月1日現在、全国に3,598団あり、 92万8,432人(うち女性1万2,440人)の団員が活躍してい ます。

消防団員は、ボランティアとしての性格と、非常勤・特 別職の地方公務員の身分を併せ持ち、火災の発生時にい ち早く現場へ駆けつけ消火活動などを行うばかりでなく、 地震・風水害などの大規模災害時や林野火災時には、即 時に多くの活動要員を動員しています。

また、地域社会に密着したコミュニティ活動でも、中心 的な役割を担うとともに、平常時には、訓練や応急手当 の普及指導、住宅への防火訪問、火災等の警戒活動、広 報活動などに従事し、地域の消防・防災力の向上に貢献 しています。

消防団が直面する課題と事業所の協力

消防団は長い歴史を持ち、地域の消防防災における中 核的存在として、その組織の充実と活性化に努めてきてい ます。しかしながら、社会環境の変化等によって、消防団 は、団員数の減少とともに、被雇用者である団員、いわ ゆるサラリーマン団員の増加や団員の高年齢化などの様々 な課題に直面しています。



このため、消防団が円滑に活動し、地域の安全と安心 を守るという使命を果たすためには、事業所の協力が必要 不可欠です。

消防庁では、去る2月6日、消防団員が日常勤務し、 消防団活動を支援している事業所を表彰するとともに、受 賞事業所による報告会を開催しました。(下記に受賞事業

報告会では、「事業所独自の消防団規則があり、消防団 活動を行う職員に内部規定を設け、その中で地域の有事 の際や訓練行事参加について、勤務中も消防団員が活動 しやすいように、職務の免除や特別休暇等を規定してい る。」という支援事例が報告されました。

このような支援事例が全国の各事業所の参考として、 実施に移されるなど、実を結んでいくことが期待されます。

また、消防団員を雇用している事業所に対してアンケー ト調査を行ったところ、消防団活動の紹介や消防団活動 が事業所にとってどれだけの負担を生じるのかを説明する ための資料を希望する意見が多く寄せられたことから、事 業所向けの広報材料としてパンフレットを作成し、全国の 都道府県あてに配付しました。このパンフレットは、パン フレットを必要とする各市町村や消防本部、消防団の要 望に応じて、各都道府県から配付していただくこととなっ ています。

市町村等の事業所への協力の呼びかけ

地域に根ざした消防団は、住民生活や企業活動を守る という重要な役割を担っています。

消防団活動について、事業所の理解と協力を得るため には、各市町村及び消防団は、各種ホームページや広報誌

等を活用して、事業所にとっ て団員を雇用することが社会 貢献策の一つとして広く認知 されるようにする必要や、団 員雇用事業所の防火訓練及び 防災訓練等に積極的に協力 するなど事業所と消防団の交 流の機会を設けることを検討 する必要があります。



事業所による報告会の様子

(参考)平成15年度消防団地域活動表彰 受賞事業所

都道府県	受賞事業所	都道府県	受賞事業所
北海道	道央農業協同組合 北広島支所	京都府	日東精工株式会社
栃木県	株式会社ヨックモック粟野	島根県	島根中井工業株式会社
群馬県	沖電気工業株式会社 金融ソリューションカンパニー	岡山県	三井造船株式会社 玉野事業所
新潟県	電気化学工業株式会社 青海工場	福岡県	医療法人医和基会
福井県	福井鋲螺株式会社	熊本県	三栄開発株式会社
滋賀県	三菱樹脂株式会社 長浜工場	大分県	日本調理機株式会社 大分工場





都市ガスやプロパンガスは、便利で私たちの生活になく てはならないものですが、取扱いを誤ると火災や爆発など の大きな事故につながります。また、不完全燃焼によって 発生する一酸化炭素中毒事故も恐ろしいものです。そこで、 ガスを使う時は次の点に注意し、ガスによる火災や事故を 防ぎましょう。

ガス機器の正しい取り付け

ガスこんろやガスストーブを柱や壁に近づけて使用す ると、壁面等を熱に強い材料で覆っていても、内部の木 材が炭化して、低温でも発火することがあります。柱や 壁などから間隔を取って使用してください。

ガス漏れを防ぐため、ゴムホース等は器具との接続部 分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さ で取り付け、ひび割れ等の劣化がないか時々点検してく ださい。

ガス機器の正しい取扱い

ガス機器を点火した時は、必ず火がついたかどうか確

ガスこんろを使用し、揚げ物等をしている際の火災が 多く発生しています。揚げ物等をする際には絶対にその 場を離れず、またどうしても離れる場合は短時間であっ てもこんろの火を必ず消してください。

煮炊き等をする際も、鍋に火をつけたら目を離さない ようにし、煮こぼれなどによる炎の立ち消えや加熱のし すぎによる空焚き等がないように注意してください。

こんろの周囲は、整理・整頓に努め、可燃物等に火 が燃え移らないように注意してください。

十分な換気

ガスが燃焼するためには、多量の新鮮な空気を必要 とします。空気が不足すると不完全燃焼を起こし、有 毒な一酸化炭素が発生するので大変危険です。換気扇 を回す、窓を開けるなど換気に心がけましょう。

ガス風呂釜や大型湯沸器等の排気筒が外れていたり、 鳥が巣を作るなど物が詰まった状態ですと排気が不十分 になり不完全燃焼が起きることがあります。異常を感じ たら、直ちに専門の業者に相談してください。

防火安全室・危険物保安室

ガス漏れに気付いた時の注意点

ガス漏れなどの異常に気付いた時は、ガスの元栓を閉め、 窓を開けて空気の入れ換えをしてください。また、その際、 換気扇、電灯等のスイッチやコンセントプラグには触れな いでください。火花が発生し、爆発を起こす危険性があり

地震が発生した時の注意

ガス機器を使用中に地震が発生した場合には、あわ てずに火を消し、ガスの元栓を閉めてください。使用中 のガス機器に近づけないような揺れの大きな地震の際に は、まず身の安全を図り、揺れがおさまった後で対処す るようにしてください。使用していたこんろ、湯沸器な どは、確実に消火してください。

プロパンガスボンベを使用している場合は、プロパン ガスボンベは必ず屋外の風通しのよい日陰に設置し、地 震等で転倒しないよう鎖などで固定してください。

安全装置付ガス機器の使用

ガス栓の不完全な閉止、炎の立ち消え、機器の老朽 化などによって起きるガス事故を防ぐため、ヒューズ コック、マイコンメーター等の安全装置やガス漏れ警報 器を設置し、噴きこぼれによる「立ち消え安全機能」、 揚げ物等の調理中に油の温度が上がりすぎる前に自動 的にガスが止まる「天ぷら油過熱防止機能」などの安 全機能がついたガス機器を使用することが有効です。

安全暖房器具には、地震などの揺れを感じたり、誤っ て倒した時に自動的に消火する「耐震自動消火機能」 のほかに、ファンヒーターの消し忘れによる長時間運転 時に自動的に消火する「消し忘れ自動消火機能」など がついているものがあります。ガスによる火災・事故を 未然に防ぐために、これらのガス機器を積極的に使用す ることも効果的です。

不明な点がありましたらガス会社、プロパンガス販売店 あるいは最寄りの消防署に相談して、ガスを正しく使い ましょう。



| 火山災害に対する備え

防災課

日本は、世界有数の火山国であり、火山活動に伴う災 害がこれまでもたびたび発生しています。近年では、平成 12年に有珠山や三宅島で噴火が発生しており、こうした火 山災害に備えるために、国や地方公共団体では、避難施 設や防災行政無線の整備などハード面の取り組みのほか、 ハザードマップの作成と住民に対するその周知、防災訓練 の実施、情報収集・伝達や避難誘導体制の整備、観光 客・登山者への周知などソフト面の取り組みを含めて、火 山防災体制の充実強化に努めています。

富士山に関しても火山防災対策を広域的に進めていく ため、本年6月には、富士山八ザードマップ検討委員会

により「富士山火山防災マップ(試作版)」 【写真参照】が示されたところです。

以下のような火山活動への対処を行いな がら、火山がもたらす自然景観や温泉などの 恵みと共生することが必要です。

日頃からの心構えと準備

- (1)火山活動は、溶岩流、火砕流、土石流、 泥流や噴石、火山灰、火山ガスのほか、 山崩れや津波など、火山の性質及び地域 の特性に応じて様々な災害をもたらしま す。それぞれの特徴を知り、いざというと きの対応力を身につけておきましょう。
- (2) テレビ・ラジオや地域の防災行政無線 などから伝えられる火山観測情報、臨時 火山情報、緊急火山情報等の火山情報に 耳を傾ける習慣をつけておきましょう。特 に、浅間山、伊豆大島、阿蘇山、雲仙岳、 桜島の5火山では、現在気象庁から火山 活動の程度と防災対応の必要性を数値で 表す火山活動度レベルが示されているの で、こちらも参考にしましょう。
- (3)根拠のない流言やデマに惑わされず、 公的機関が発表する正確な情報に基づい て行動しましょう。

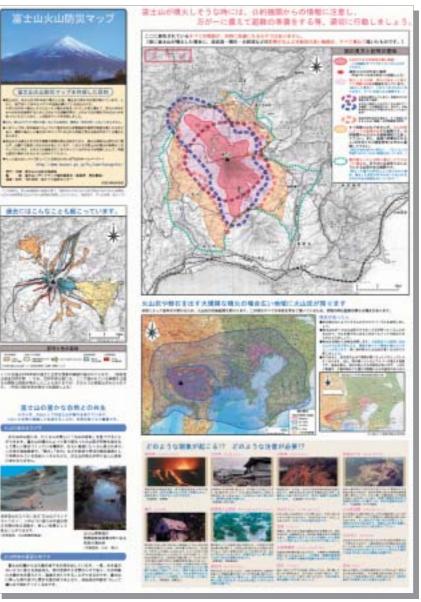
2 噴火が始まったら

- (1)災害の状況を軽くみず、防災関係機関 の広報に注意し、避難の勧告や指示が出 された場合は速やかに従いましょう。なお、 周囲の状況からみて危険と判断した場合 には、避難の勧告や指示を待つことなく、 自主的に避難しましょう。
- (2) お年寄りや子供、病人、体の不自由な 方のいる家庭は、特に早めに避難しましょ
- (3) 火砕流・土石流は速度が速いため、流 れに背を向けて逃げたのでは巻き込まれて しまいます。流路から直角へ遠ざかる方向 に避難しましょう。

- (4) 噴石などが降ってきたら、岩かげや丈夫な建物に身 を寄せましょう。
- (5)海沿いの火山の場合は、噴火に伴って津波が発生す ることがあるので、防災関係機関の情報に注意するとと もに、危険を感じたら高い所へ避難しましょう。

噴火が落ち着いても

- (1)警戒区域が設定されたり、避難勧告が出されている 場合には、解除されるまでその対象地域に立ち入らない ようにしましょう。
- (2) 山腹に降り積もった火山灰等が降雨によって流れ下 ることがあるので、土砂災害に注意しましょう。



富士山火山防災マップ (試作版)



| 消防における国際協力の推進

救急救助課

消防庁では、災害から国民の生命、身体及び財産を守 るという万国共通の課題に対応するため、消防機関、外 務省・独立行政法人国際協力機構等と連携・協力の下、 消防分野の国際協力・交流を次のとおり実施しています。

国際協力(開発途上諸国への消防技術協力):研修 員受け入れ(集団研修、個別研修)、専門家派遣、技 術協力プロジェクト、無償・有償資金協力、消防事情 調查等

国際交流:トップマネージャーセミナー、日韓消防 行政セミナー、海外の消防関係者との交流、国際会 議・国際消防組織への参画等

消防分野の国際的なルールづくりへの対応:消防用 機械器具等に係る国際規格等

消防科学技術の研究:国際共同研究、外国研究者の 受け入れ、国際研究会議への参画

国際緊急援助活動:国際消防救助隊

海外からの研修生については、本年度は、消火技術研 修、救急救助技術研修、火災予防技術研修の3コースの 集団研修を実施し、22カ国から合計28名の研修員を受け 入れることとしております。また、海外消防防災機関幹部 との交流推進のためトップマネージャーセミナーを実施し ておりますが、本年度はバングラデシュから内務省消防庁 幹部の訪問を受け入れ、意見交換や研修、現地視察を実 施しています。

技術協力プロジェクトについては、「タイ・外傷センター

集団研修における訓練(救急救助技術コース)(大阪市消防局提供)

プロジェクト」(平成12年7月開始)、「バルバドス・カリブ 災害管理プロジェクト」(平成14年8月開始)に専門家や調 査員を派遣するとともに、随時研修員を受け入れて研修 を実施しています。

さらに、北京市の消防対策の改善に大きな効果を挙げ、 平成14年9月30日をもって終了した「中国・北京消防訓 練センタープロジェクト」に対しては、フォローアップ事 業として平成16年度はこれまで1名の長期専門家と4名の 短期専門家を派遣しています。

一方、海外での大規模災害発生時における国際緊急援 助活動として、平成15年5月に発生したアルジェリア地震 災害に対して17名の国際消防救助隊を派遣し、現地の倒 壊ホテルから生存者 1 名を救出するなど大きな成果を挙げ ました。その際、現地で共同作業を行ったトルコ救助隊に 集団研修を受講した隊員がいたことから両国救助隊が連 携し、効果的な救助作業が行われました。

また、平成16年2月に発生したモロッコ地震災害に際 しては、現地の救助技術向上のため救助資機材の供与及 び技術移転を行うなど、日本モロッコ両国の友好親善の 観点からも大きな役割を果たしています。

消防における国際協力は、人道主義、国際社会の相互依 存関係、環境保全といった国際協力の趣旨に合致するもの であり、「顔の見える援助」、「参加型の協力」として近年の国 際情勢からその重要性はますます大きくなってきており、 これらを積極的に実施していくことが期待されています。



モロッコにおける国際消防救助隊の活動(資機材供与)



■地震発生時の出火防止

防災課

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、 同時多発的に火災が発生し、それらのいくつかは市街地大 火となって拡大しました。出火原因としては、電気ストー ブや配線などの電気関係や、ガスストーブやコンロなどの ガス関係、また、石油ストーブなどが主なものとして挙げ られており、約600名もの人が火災により亡くなったとい われています。

大規模地震の後に市街地大火が発生した他の例として は、大正12年の関東大震災、平成5年の北海道南西沖地 震における奥尻島の大火などがあります。これら過去の災 害から分かるように、火災は、地震のもたらす被害のうち 大変怖いものです。

地震が発生したときは、まず落ち着いて身を守らなくて はなりません。慌てて屋外に飛び出したりせず、丈夫な机 やテーブルの下にもぐったり、家具から離れるなどして身 の安全を確保し、揺れがおさまってから出火防止の行動に 移りましょう。地震時における出火防止の対応として、次 のことを心がけ、いざというとき落ち着いて適切な行動が とれるようにしましょう。





地震が起きたとき、初期消火のチャンスは3回あります。 1回目は、地震の揺れ始めのグラッと来たときです。 揺れが大きくなってからの消火は、鍋のお湯などでやけ どをすることがあるので危険です。

2回目は揺れがおさまったときです。大きな揺れの最 中は火を消そうとせず、身の安全確保を第一にし、揺 れがおさまってから火の元を確認するようにしましょう。

3回目のチャンスは出火直後です。もし火事になって も、初期のうちは消火器などで十分に消すことができま す。大声で隣近所に声をかけ、みんなで協力しあって燃 え広がる前に消火しましょう。



通電火災を防ぐ

電気が復旧したときに、倒れたままの電気器具が通電 して火災が発生するなど、停電後の通電により出火する 場合があります。避難などで家をあけるときは、電気の ブレーカーを一旦遮断し、できれば電気器具のコンセン トを抜いていくようにしましょう。通電後、転倒器具な どのないことを確認した後、ブレーカーのスイッチを戻 し、漏電遮断器で漏電のないことを確認しましょう。



ガス漏れを防ぐ

最近では、地震による大きな揺れを感知した場合、 自動的にガスの供給を停止するマイコンメーターの設置 が進んでいますが、念のため、家をあけるときは元栓を 締めるようにしましょう。マイコンメーターが付いてい ない場合は、揺れがおさまってから、元栓を締めてガス の漏えいを防ぎましょう。また、プロパンガスボンベは、 転倒防止のためチェーン等で固定するなど、普段からの 対策に努めましょう。





石油ストーブの対処

最近の石油ストーブは対震自動消火装置が付いてい るので危険性は少なくなりましたが、過信するのは禁物 です。なんらかの原因により、対震自動消火装置が正 常に作動しないこともあります。

もし石油ストーブが転倒して出火したら、慌てず、火 が小さいうちに消火しましょう。

消火器の使用が効果的です。





旅館・ホテル等における新しい表示制度

防火安全室

1 防火対象物定期点検報告制度の導入と適マーク 制度の廃止

平成13年9月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を契 機に、消防法が改正され、防火基準適合の点検を行う防 火対象物定期点検報告制度に基づく「防火基準点検済証」 及び「防火優良認定証」に係る表示制度が平成15年10月 1日から導入されたことにより、適マーク制度が平成15年 9月30日をもって廃止(平成15年9月30日時点で、適マー クの交付を受けている旅館ホテル等については、3年間に 限り暫定的に適マーク制度(以下「暫定適マーク制度」 という。)を継続)されました。

2 自主点検報告表示制度(新適マーク)

平成15年10月1日からは、適マーク制度の対象となって いた旅館・ホテル等のうち「防火対象物定期点検報告制 度」の対象外のものは、「自主点検報告表示制度」を活用 し、防火管理者又は防火対象物点検資格者の点検により、 点検基準に適合していると認められた場合、下記の防火 自主点検済証を表示することができることとなりました。

なお、平成18年10月1日からは、「暫定適マーク」はな くなり、「防火対象物定期点検報告制度」に基づく表示又 は「自主点検報告表示制度」に基づく表示のみがされる ことになります。



3年間に限り継続される暫定適マークは、 適継続章がない他は適マークの表示と同じ。

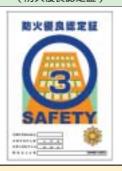
防火対象物定期点検報告制度

消防法に基づく制度 (点検・報告の義務があるもの)

防火セイフティマーク

(防火基準点検済証)

(防火優良認定証)



自主点検報告表示制度

自主的な点検・報告の実施制度 (点検・報告の義務のないもの)

新適マーク

防火自主点検済証



NewConcept 列島119

文化財市民レスキュー体制200箇所の構築

国民共通の財産である文化財を火災による焼失等から 保護し、後世に残すことは、極めて重要な課題です。

我が国の文化財建造物は、伝統的な建築技術を用いた 木造の建造物が多いなど、通常の防火安全対策では十分 な対処が難しいものが多いことから、消防庁では、文化財 の特性に応じた防火管理の実施、消防用設備等の設置、 火災時の消火活動等の防火安全対策の充実を呼びかける とともに、文化庁と連携し、昭和30年に1月26日を「文 化財防火デー」と定めるなど、全国的な文化財防火運動 を展開しています。本年の1月26日には、50回目の節目 に当たるところから、「文化財防火デー五十年記念式典」 が消防庁と文化庁の主催により京都市で開催されました。

このような中、平安遷都以来1200余年の歴史をもち数 多くの文化財を有している京都市消防局では、平成12年 度から「文化財市民レスキュー体制」の構築を進めてきま した。

文化財市民レスキュー体制とは

文化財市民レスキュー体制とは、京都の先人たちの文 化財を愛護する心とたゆまぬ努力を受け継ぎ、文化財を火 災から守るために、文化財の関係者、地域住民、消防機 関等の文化財関係機関が互いに協力するもので、とりわけ 地域住民と文化財関係者が協力して、できる範囲の活動 をしてもらう体制です。

文化財市民レスキュー体制で行う協力

火災が発生した場合の被害を少なくするためには、発生 直後の初動活動が重要であり、この火災という異常事態の ときに、沈着・冷静な行動をすることが大きなポイントと なります。そのためには、日頃から火災を想定した訓練を 行い、迅速かつ的確に行動できるようにしておく必要があ ります。文化財市民レスキュー体制における災害発生時の 活動及び平常時の活動を整理すると、次のようになります。

災害発生時の活動

火災の発見と出火場所の確認 招集と応召 119番通報 初期消火 搬出活動 避難誘導 情報伝達 応急救護活動

平常時の活動

普段の備え - 連絡体制の確認、防災施設の取扱方法の確認、火災予防の話し合い、災害時における相互応援の検討

火災の警戒 - 祭礼等の警戒、敷地内の巡回



「つくろう文化財市民レスキュー体制」パンフレットより



7月18日、京都市の京都会館第二ホールで開催された 「文化財市民レスキュー体制200箇所結成記念大会」

文化財市民レスキュー体制200箇所結成記念大会

この文化財市民レスキュー体制は、京都市基本計画において平成16年度末までの5年計画で200箇所の構築を目標に進められてきましたが、15年度末で200箇所の構築を達成しました。これを記念してさる7月18日、京都会館第二ホールで「文化財市民レスキュー体制200箇所結成記念大会」が開催されました。

記念大会では、毛利信二京都副市長、田中セツ子京都市会議長等の出席のもと、海外紹介ビデオの上映、西京区広見寺及び左京区鞍馬寺における文化財市民レスキュー体制の活動事例報告、山折哲雄国際日本文化研究センター所長による講演や仏画ポスター展などが行われました。

市民とともに貴重な文化財を守り、後世に残していこうとするこの京都市消防局の施策は、文化財を管内に有する消防本部にとっても、大いに参考になるものと思われます。

(近代消防社 編)

WFORMATION!

第 9 回

防災まちづくり大賞 大募集!

防災課

地域の防災力の向上を図るためには、まちづくりや 住民生活等のあらゆる面において防災に関する視点を 盛り込むなどハード、ソフトの両面から防災に配慮し たまちづくりを進めることが大切です。

このため、地方公共団体や地域のコミュニティ、事業者等が行っている防災に関する様々な創意工夫を凝らした取り組みや継続的な取り組み、地域独自の取り組みなどのうち、特に優れたものを表彰する「防災まちづくり大賞」を、今年度においても実施します。

なお、防災以外に福祉など、複合的な活動について も、表彰の対象になります。

また、表彰事例等の優良な事例については、事例集及びパンフレット等に掲載し、全国に幅広くPRします。過去の表彰事例については、消防庁ホームページ(http://www.fdma.go.jp/)、財団法人消防科学総合センターホームページ上で紹介していますので、是非ご覧ください。



1 応募方法

財団法人消防科学総合センターホームページ (http://www.isad.or.jp/)登載の様式に従い、必要事項を記入の上、資料があれば併せて右記まで郵送してください。

なお、応募様式と記載要領は、各都道府県消防 防災主管課でも入手できます。

2 表彰の種類及び表彰事例数

[一般部門]

- ·総務大臣賞(2事例程度)
- ·消防庁長官賞(3事例程度)
- ・消防科学総合センター理事長賞(5事例程度)

[ホームページ部門]

・各賞合計で2~3団体程度

表彰団体については、パソコン、デジカメ、テレビ、 ビデオデッキ等の副賞を用意

(総務大臣賞:10万円相当、消防庁長官賞:5万円 相当、消防科学総合センター理事長賞:3万円相当)

3 締 切

平成16年10月1日(金)必着

4 応募先及び問合せ先

応募先:財団法人消防科学総合センター

研究開発部調査研究課 小松

〒181 - 0005 三鷹市中原3 - 14 - 1

電話 0422 - 49 - 1113

FAX 0422 - 46 - 9940

e-mail machi@isad.or.jp

問合せ先:財団法人消防科学総合センター

研究開発部調査研究課 小松

: 総務省消防庁防災課 安本

電話 03 - 5253 - 7525

(主催) 総務省消防庁

財団法人消防科学総合センター

(後援) 日本放送協会(NHK)

社団法人日本民間放送連盟

社団法人日本新聞協会

社団法人インターネットプロバイダー協会



7月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標題
消防危第 77号	平成16年7月2日	各都道府県知事	消防庁次長	危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令及び 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令の一部 改正等について
消防予第 120号	平成16年7月7日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	「防火対象物実態等調査オンラインシステム」の運用開始 に向けた専用問合せ先の開設について
消防危第 81号	平成16年7月9日	各都道府県知事	消防庁次長	危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部改正 について
消防救第171号	平成16年 7 月12日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁救急救助課長	道路交通法第90条の2但書に基づく応急救護処置講習の 免除者の取扱いについて
消防予第 126 号	平成16年 7 月23日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	消防法第17条第2項の規定に基づく条例により設置義務を課している消防用設備等の代替設備等を用いる場合の 留意事項について
消防予第 129号	平成16年 7 月27日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	「防火対象物実態等調査オンライン処理システム」の運用 マニュアル等の配布及びデータ入力について(依頼)
消防予第130号	平成16年 7 月28日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	消防用設備等の試験基準の一部改正について
消防防第 153号	平成16年 7 月28日	各都道府県知事	消防庁次長	風水害対策の徹底について
消防安第131号 消防安第154号 消防安第 90号	平成16年 7 月30日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長 消防庁防火安全室長 消防庁危険物保安室長	消防法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

消防庁人事

	平成 16 年 7 月 16 日付									
	氏	名		新	旧					
吉	田		忠	長官付 辞職(さいたま市消防局総括参事へ)	日本消防検定協会技術役兼総務部企画室長事務取扱					
				平成 16 年 7 月 23 日付						
	氏	名		新	旧					
佐	藤	建	五	出向(防衛庁長官官房秘書課 併任 内閣事務官(内閣官房副長官補付)へ)	総務課国民保護室課長補佐					
西	野		聰	総務課国民保護室課長補佐	防衛庁長官官房施設課 併任 内閣事務官(内閣官房副長官補付)					
				平成16年8月1日付						
	氏	名		新	旧					
平	嶋	彰	英	併任解除	総務課国民保護室長 併任 総務課国民保護運用室長					
大	森	丈	義	総務課国民保護運用室長	防衛庁陸上幕僚監部防衛部付					
打	明	茂	樹	免 救急救助課課長補佐	消防大学校調査研究部長 併任 教授 命 救急救助課課長補佐事務取扱					
長	尾	_	郎	救急救助課理事官	総務省大臣官房付					
江	П	哲	郎	総務課主査	自治行政局公務員部公務員課主査					

広報テーマ

9 月		10 月	
小規模雑居ビルの防火安全対策の徹底 「救急の日」及び「救急医療週間」の	防火安全室 救急救助課	緊急消防援助隊の活動に関する住民の 理解と地域プロック合同訓練の推進	震災等応急室
実施		事業所に対する消防団活動への理解と 協力の呼びかけ	消防課
		ガス機器による火災及びガス事故の	防火安全室
		防止	危険物保安室
		火山災害に対する備え	防災課
		消防における国際協力の推進	救急救助課
		地震発生時の出火防止	防災課
		旅館・ホテル等における新しい表示制度	防火安全室



編集発行/消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 (〒100 - 8927)

電 話 03 - 5253 - 5111

ホームページ http://www.fdma.go.jp

